

第2次潟上市環境基本計画（案）の概要

基本的事項

- 策定の背景…第1次計画策定以降の環境を取り巻く社会情勢を背景に、令和5年度からの10年間で本市が取り組むべき環境保全行動について策定する。
- 目的…「潟上市環境基本条例」の基本理念に基づき、「現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保する」ことを目的として、環境の保全に関する目標、施策の方向について定める。
- 位置づけ…「潟上市環境基本条例」の第8条に基づき策定し、潟上市総合計画における自然・環境に関連する分野の施策、分野別計画、国や県の関連計画等との整合性及び連携を図り、「自然と共生する、環境保全都市」を基本目標とし、環境施策の基本的な方向性を示す。

主な現状と課題

※囲みは新しいキーワード

- 自然環境
近代化された農法の普及や基盤整備により自然環境は大きな影響を受ける。
里地・里山の環境や景観の保全、地域にある歴史・文化遺産の保全に努める必要がある。
本市は自然環境に恵まれ、多様な生態系を形成し、野生動植物が生息、生育している。自然環境への関心を高め、生物多様性を保全・確保する必要がある。
- 生活環境
核家族化や高齢者のひとり暮らしの増加に加え、人口減少を伴う少子高齢化が加速したことにより、使用されていない住居等が増加している。危険な状態である空き家は、倒壊又は建築資材の飛散のおそれがあり、少しでも減らしていく必要がある。
- 資源循環
排出されたごみの中には、食べ残し等の**食品ロス**や古紙類等のリサイクル可能な物が多く含まれている。減量化・資源化の推進に向けた効果的な取組を進める必要がある。
- 地球環境
国は、令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする**カーボンニュートラル**、**脱炭素社会**の実現を目指している。温室効果ガスの排出抑制、省エネルギーの推進、森林等の吸収源対策など、地球温暖化対策を推進する必要がある。
海洋に流出する廃プラスチック類や微細なプラスチック類である**マイクロプラスチック**が生態系等に影響を与えている。プラスチック類を含む廃棄物の発生抑制、適正な処理による流出の防止を図る必要がある。
- 市民協働
大量生産・消費・廃棄を生み出す社会経済システムは、生活を豊かで快適なものにする一方、地球温暖化などの地球規模の環境問題の原因にもなっている。自主的・積極的に環境に配慮した行動を実践し、環境に負荷の少ない循環を基調とした持続可能な地域社会に変えていくことが求められている。

目指すべき環境像

本市を取り巻く環境の現状と課題を踏まえ、目指すべき環境像を **自然と暮らしが調和する持続可能なまち かがみ** とする。

今後の策定スケジュール

令和4年12月：パブリックコメント
令和5年1月：環境審議会（最終案・答申）
令和5年2～3月：市政協議会・定例会（最終案）
令和5年4月：公表

計画の体系・取組

第1次計画および現状と課題を踏まえ、重点的な取組として、3つの「取組の柱」を設定する。計画の体系に基づき、市・市民・事業者の取組を示し、目指すべき環境像の実現を目指す。

